

令和5年度

資産等報告書の審査報告書

令和5年10月13日

みやま市政治倫理審査会

## 1 資産等報告書の提出状況

みやま市政治倫理条例(以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づく資産等報告書の提出状況は、次のとおりであった。

すべての提出義務者が条例第4条に定める提出期限までに資産等報告書を提出した。

資産等報告書の提出状況は、次のとおりである。

報告義務者 合計 19名

報告対象者 合計 34名

(1) 市長等及びその配偶者(5名)

報告項目

- ① 資産
- ② 地位及び肩書
- ③ 収入、贈与
- ④ 税等の納付状況

(2) 市議会議員及びその配偶者(29名)

報告項目

- ① 資産
- ② 地位及び肩書
- ③ 収入、贈与
- ④ 税等の納付状況

未提出者 なし

## 2 審査等の経過

令和5年7月31日付けで市長から資産等報告書の審査を求められ、審査を開始した。審査会の開催状況は次のとおりである。

(1) 令和5年度第1回審査会

日時：令和5年10月3日(火) 13:29~15:57

場所：市役所4階 委員会室

内容：①会議録署名人の選任  
②資産等報告書の審査

委員出席者：野田委員、宮地委員、内田委員、田上委員、今村委員

説明者：秘書広報課職員、議会事務局職員、審査会事務局職員

## (2) 令和5年度第2回審査会

日時：令和5年10月13日(金) 13:29~15:13

場所：市役所4階 委員会室

内容：①資産等報告書の審査  
②審査報告書の作成

委員出席者：野田委員、宮地委員、内田委員、田上委員、今村委員

説明者：議会事務局職員、審査会事務局職員

## 3 審査の方法

提出された資産等報告書について、条例、規則等に規定された記載要領に基づき、報告書への記載漏れ、添付資料の不足等がないかなどの形式的審査を主に行った。

また、資産等報告書内容比較表により前年度状況との比較検証を行い、資産及び税額等の増減を確認し、疑義のあるものがないか審査を行った。

記載事項のうち不明な点については、報告義務者に対して、照会・回答を求めた。

## 4 審査の結果

今回の審査の過程において、報告書への記載漏れ、誤記又は記載上の不備等について照会及び回答の審査をした結果、問題点は適正に補正されており、これを了承した。なお、未回答事項については事実が判明次第、書面による報告を求め、軽微な記載漏れ及び記入誤りについては、提出義務者の責務に従い、適宜差し替えすることを求める。

上記の補正された内容を含め、34名分の資産等報告書について慎重に審査した結果、昨年と比較した資産等の変動状況をはじめ、その内容について大きな問題点はなく、当審査会は、今後継続して調査を要するような疑義は無いと判断した。

## 5 審査に係る意見

みやま市政治倫理条例第11条第1項の規定により審査を求められた資産等報告書の審査結果について、次のとおり意見を述べる。

チェックシートの様式中、昨年指摘していた審査対象者の配偶者名の記入方法等については、様式の変更により表記のばらつきに改善は見られたが、新様式への変更が徹底されていなかったため、今後改善を求める。

また、「資産の変動について」項目の記載が適正になされていないため、

再度記入の徹底をしていただきたい。

次に、昨年指摘した資産等報告書の土地及び建物の取得年月日や相続等の表記には改善がみられた。

反面、自動車等の動産についての記入方法や、資産がない項目への「該当無し」の記入その他の基本的な項目など、統一すべき事項も散見されたため、表記の基準等について記載例を作成するなど、市民への公開に配慮した書類の記載にされたい。

また、関係資料等については、預貯金等の記載について、指定口座の残高のみを記入しているものも見受けられたため、資産内容の適正な把握に資するよう、残高証明書については、金融機関の全取引明細の添付を求める。併せて預貯金の有無等について、チェックシートの改善などにより適切な把握の方法を検討されたい。

また、源泉所得税について、年末調整の取扱い方にばらつきがみられたため、公平な手続きの観点から、統一した取扱いがなされるよう、議員等を所管する事務局にも改善を求めたい。

審査会は、資産の増減等の正当性について審査する場でもあるから、適正な審査ができるよう、上記の改善すべき点については、今後も継続的に改善に取り組むよう要望する。

各報告義務者においては、条例の趣旨及び目的を理解し、審査の公平性及び正確性等の観点から、報告すべき事項を確実に把握するとともに、報告書への記入については、正確を期し、誤記や記載漏れ、さらに必要書類についても添付するよう、今後も十分注意を払うようにしていただきたい。

最後に、今回提出された資産等報告書やその審査結果など、市政の公平性、透明性に繋がる事項については、市広報紙等による住民への積極的な周知を図り、住民に開かれた行政運営に努めていただきたい。

市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長等、市議会議員が市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努めるとともに、市民一人ひとりが行政の監視者としてその責務を強く自覚することで、今後の政治倫理の水準が向上していくことを期待する。